

政統発 1227 第 2 号
令和 5 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 161 号。以下「改正省令」という。）については、令和 5 年 12 月 26 日付けで別添のとおり公布・施行されました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

デジタル臨時行政調査会においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）を策定し、これらに基づき、各府省においてアナログ規制の横断的な見直しを進めているところ。

一括見直しプランにおいては、現行法上、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該規定の見直しを行うことが定められた。

これを踏まえ、改正省令においては、厚生労働省が所管する省令のうち、一括見直しプランにおいて見直しが必要とされているものであって、「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった特定の記録媒体の使用を定めるものについて、所要の改正を行う。

第 2 改正省令の内容（改正省令第 10 条患者調査規則の一部改正関係）

患者調査規則（昭和 28 年厚生省令第 26 号）第 15 条の「磁気ディスク」「シー・ディー・ロム」という特定の媒体名について、「電磁的記録に係る記録媒体」

という抽象的な規定へ見直しを行う。

第3 施行期日等

公 布 日：令和5年12月26日

施行期日：公布日

中略

○厚生労働省令第六十一号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 武見 敬三

中略

<p>目次 第一章～第六章 (略) 第七章 雑則(第二十九条―第三十一条) 附則</p>	<p>改 正 後</p>	<p>第十條 (患者調査規則の一部改正) 患者調査規則(昭和二十八年厚生省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(電磁的記録媒体にはり付ける書面) 第十五条 前条の電磁的記録に係る記録媒体には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正) 第十一条 公衆衛生修学資金貸与法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(電磁的記録媒体による手続) 第十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)並びに申請者又は提出者の氏名及び住所並びに申請又は提出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>改 正 後</p>
<p>目次 第一章～第六章 (略) 第七章 雑則(第二十九条―第三十三条) 附則</p>	<p>改 正 前</p>	<p>(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正) 第十二条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(電磁的記録媒体に貼り付ける書面) 第十三条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正) 第十二条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(磁気ディスク等にはり付ける書面) 第十五条 前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等(磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続) 第十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は提出者の氏名及び住所並びに申請又は提出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造) 第十三条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式) 第十四条 第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクに貼り付ける書面) 第十五条 第十二条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>改 正 前</p>

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

<p>(電磁的記録等) 第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電磁的記録等) 第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正) 第四十一条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改正後</p> <p>(入居申込者に対する説明、契約等) 第十四条 (略) 2～6 (略) 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 (略) 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(入居申込者に対する説明、契約等) 第十四条 (略) 2～6 (略) 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 (略)</p>

この省令は、公布の日から施行する。

附則